

令和3年3月スタート  
(予定)

# 健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

～オンライン資格確認導入の手引き～

## 【医療機関・薬局の方々へ】

### 4回シリーズ

第1回 オンライン資格確認とは

第2回 医療機関・薬局への補助

第3回 メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

第4回 Q&A オンライン資格確認とは 他

令和2年9月  
厚生労働省保険局

## 7. Q&A

### <1. オンライン資格確認とは>

#### Question

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

#### Answer

A. **健康保険証でも受診できます。**

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

A. 医療機関・薬局において**患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。**

オンライン資格確認では、**マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用**します。

A. オンライン資格確認は、**支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組み**です。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

## 7. Q&A

### <1. オンライン資格確認とは>

#### Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

#### Answer

A. 資格の確認を確実に行なうことは保険制度の基本です。  
また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。  
今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。  
なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。

## 7. Q&A

### <2. 医療機関・薬局で変わること>

#### Question

Q. マイナンバーカードの取扱いで  
気をつけるべきことはありますか？

#### Answer

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。  
患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。  
もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. 医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

## 7. Q&A

### <3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

#### Question

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをした  
だく必要があります。手続きの内容・方法については、ポータルサイト  
にアカウント登録いただければ、順次必要なお知らせをします。  
併せて、システムベンダ等に改修費用の見積を依頼してください。

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行  
う時期はいつ頃ですか？

A. システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後、  
支払基金に補助申請を行っていただくことになりますので、医療機関・  
薬局における導入作業後である11月以降となります。（事前申請で  
はなく、精算払いとなります。）

Q. レセプトのオンライン請求を利用  
していませんが、オンライン資格確  
認を始めることはできますか？

A. オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

# 参考：マイナンバーカードと健康保険証

券面

表面



裏面



## 健康保険証

表面

健 康 保 険 被保険者証		本人(被保険者) 平成26年6月25日交付 番号 21700023 番号 21 枝番 01
氏名	枝野 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名	○○株式会社	
保険者番号	010100016	
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	
保険者所在地	○○市○○区○○町○○番地	

image

裏面

注意事項 保健医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの形にて持参してください。	
住所	
届け出者	
以下の欄に記入することにより、最初提出に附する旨を表示することができます。 記入する場合は、□から△までない限り印を付けてください。	
1. 私は、難聴及び耳鳴が発生した状態のままでも、移動の時に音量を我慢します。	
2. 私は、心臓が停止した状態のままでも、呼吸の際に換気を我慢します。	
3. 私は、糞便を我慢します。	
(△又は□を記入された方で、提出したくない項目がある場合は、×をつけてください。)	
記入欄	【心臓・肺・脳梗・脳膜・骨盤・脊髄・小腸・末脚】
記入欄	宮崎市月日 年 月 日
本人署名欄	家屋番号(省略)

image

記載項目

氏名（漢字）	氏名（漢字）
生年月日※1	個人番号（12桁）
性別	生年月日※1
住所	二次元コード（個人番号）
顔写真	磁気ストライプ（自治体で使用）
電子証明書の有効期限（西暦）	ICチップ※3
製造番号（16桁）	
セキュリティコード（4桁）	
サインパネル領域※2	
臓器提供意思表示欄	

※1 日本人は和暦、在日外国人は西暦

※2 券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など）

※3 ICチップに記録される情報は以下

- ①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など）
- ②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）
- ③市町村が条例で定めた事項等

※4 保険者により記載有無は異なる

氏名（漢字）	住所記入欄
フリガナ※4	備考記入欄※2
生年月日	臓器提供意思表示欄
性別	
被保険者証記号（7・8桁） 番号・枝番（2桁）	
資格取得年月日	
事業所名称※4	
保険者番号（6～8桁）	
保険者名称	
保険者所在地	
被保険者氏名（被扶養者のみ記載）	
交付年月日	

凡例

記載項目
健康保険証のみの記載項目